

平成25年度 第2回

長久手市都市計画審議会議案

長久手市都市計画審議会

目 次

議案番号	議 題	頁
1	名古屋都市計画地区計画の決定について (長久手市決定)	1 ～ 1 2
2	名古屋都市計画地区計画の変更について (長久手市決定)	1 3 ～ 1 8
3	名古屋都市計画道路の変更について (長久手市決定)	1 9 ～ 2 2
4	名古屋都市計画公園の変更について (長久手市決定)	2 3 ～ 2 6
5	名古屋都市計画緑地の変更について (長久手市決定)	2 7 ～ 3 0
6	名古屋都市計画墓園の変更について (長久手市決定)	3 1 ～ 3 4

第 1 号議案

平成26年1月8日付け26長都第1号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画地区計画の決定」について（長久手市決定）

平成26年2月10日提出

長久手市都市計画審議会会長

26長都第1号

平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画地区計画の決定について（付議）

このことについて、別添のとおり決定したいので、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画地区計画の決定（長久手市決定）

都市計画前熊一ノ井地区計画を次のように決定する。

名 称		前熊一ノ井地区計画
位 置		長久手市前熊一ノ井の一部
面 積		約 17.4 ha
地区計画の目標		本地区は、本市南東部に位置し、周辺には三ヶ峯丘陵の緑地があり、良好な環境に恵まれている。また、本地区は、市都市計画マスタープランにおいて、住宅誘導ゾーンと位置付けられており、民間開発事業者による低層住宅を中心とした宅地造成が計画されており、合わせて道路、緑地の公共施設の整備も計画されている。本計画は、良好な住環境を形成することを目標とするものである。
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を以下のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。 1 A地区 低層の一戸建ての住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。 2 B地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺の自然環境に配慮した良好な住環境を形成するため、区域の周囲に緑地を配置する。また、生活利便性を向上させるため、既存の都市計画道路に接する主要な道路を配置する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	配置
				道路 1 号	12m	252. 6m	計画図表示のとおり
			緑地	名称	面積		配置
				緑地 1 号	約0. 83ha		計画図表示のとおり
				緑地 2 号	約3. 15ha		計画図表示のとおり
			緑地 3 号	約0. 32ha		計画図表示のとおり	
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地区		B 地区	
			地区の面積	約 1 7 . 1 6 ha		約 0 . 2 4 ha	
		建築物等の用途の制限		建築物の用途については、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。			
	1 一戸建ての住宅 2 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） (1) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3第1号において国土交通大臣が指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設			1 住宅又は共同住宅 2 学校教育法第1条に規定する幼稚園 3 保育所 4 診療所 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1，500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 6 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5の各号で定めるものを除く。）			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75KW以下のものに限る。） 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 4 集会所（当該地域内の居住者のためのサービスの施設であり、当該地域の良い環境を害するおそれがなく、地区外から一時的に多数の人または車の集散するおそれがないものであって、社会教育的な活動のため又は自治会活動のために設ける施設であるものに限る。） 5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 6 保育所 7 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の各号で定めるものを除く。）	
		建築物の容積率の最高限度	10分の10	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	
		壁面の位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、1m以上とする。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15㎡以内の建築物又は建築物の部分は除く。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、10m以下、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10分の10に適用される規定に適合するものとする。	建築物の各部分の高さは、13m以下、かつ、建築基準法第56条において第二種中高層住居専用地域で容積率の限度が10分の20に適用される規定に適合するものとする。
--------	------------	--------------	---	--

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

宅地造成事業に併せて、低層住宅を中心とした良好な住環境を形成するため、地区計画を決定する。

理 由 書 **(長久手市 前熊一ノ井地区)**

1 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

(1) 名古屋都市計画区域マスタープラン

将来都市像において、「主要な鉄道（軌道）駅の周辺では、都心・まちなか居住が進んでいます。都市基盤施設の整った市街地に質の高い住宅地が形成され、多様な世代の人々が交流し、多文化が共生する都市が生まれています。」とされています。

また、土地利用の方針において、「市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。相当規模の開発行為については、地区計画を定めて、道路、公園などの地区施設の整備や建築物の適正な規制・誘導をすることが必要です。また、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成に必要な場合については、地域の実情に応じた適切な土地利用を図ります。なお、地区計画を定めるにあたっては、既存ストックの活用や地域環境の保全または改善、地域活力の向上への貢献に配慮することが重要です。」とされています。

(2) 第5次長久手市総合計画

当該地区は、分野別計画の基本方針2（リニモでにぎわい交流するまち）において、「公共交通利便性を活かしながら、豊かな自然環境と共生が可能となるよう、地域特性を活かした住宅地の形成を図ります。また、主要地方道力石名古屋線（グリーンロード）を中心とする幹線道路においては、沿道サービス型の商業施設の立地誘導を検討します。」とされています。

(3) 長久手市都市計画マスタープラン

当該地区は、全体構想において、新市街地（住宅誘導ゾーン）と位置づけられています。

土地利用の方針においては、「リニモ公園西駅周辺の新規住宅開発地区は、市街化調整区域にあっても利便性が高く、公共交通の利便性を活かしたまちづくりが可能な地域であることから、市街化区域への編入や市街化調整区域のまま地区計画を定めるなどにより無秩序な都市的土地利用が進まないような配慮のもと、リニモ公園西駅周辺地域の都市基盤施設の整備や増加する人口の受け皿となる住宅等の整備、生活利便施設の立地誘導を進め、駅前住居や環境共生型居住を促進する。」とされています。

地域別構想においては、「本地域は、市街化区域編入を前提に地区計画制度等の活用により計画的な市街地整備を検討する。開発行為にあたっては、

周辺の自然環境に配慮した開発行為を誘導することとし、水と緑が豊かな市街地の形成に努める。」とされています。

2 当該都市計画の必要性

長久手市では第5次長久手市総合計画及び長久手市都市計画マスタープランにおいて、当該地区を新市街地（住宅誘導ゾーン）に定めており、公共交通の拠点となるリニモ公園西駅を活かし、計画的に市街地整備を図る地区としています。

なお、市街地整備の過程においては無秩序な市街化を抑制するために、計画的な市街化を進めていくことが必要です。

上位計画の位置づけやリニモを活用できる当該地区のポテンシャルの高さから、民間開発事業者による住宅地の整備を計画しており、当該都市計画は、その実現のために都市施設及び建築物に関する事項の制限を定めるもので、長久手市の都市の将来像実現のために必要です。

3 位置、区域、規模等の妥当性

当該地区は、リニモ公園西駅から南西約1kmの位置にある利便性の高い地区で、第5次長久手市総合計画及び長久手市都市計画マスタープランにおける新市街地（住宅誘導ゾーン）に位置します。

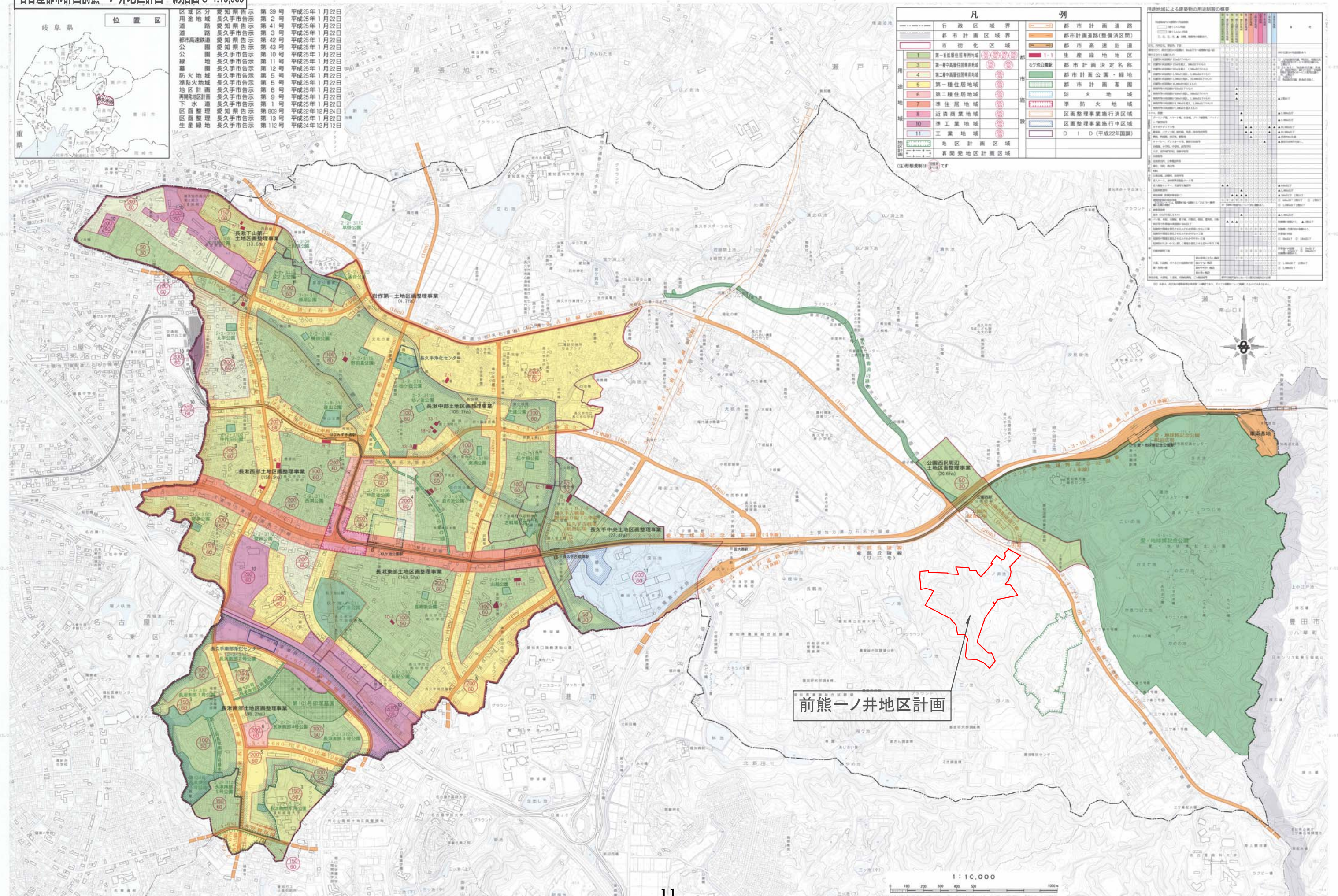
区域及び規模については、都市計画道路田舩名古屋線を活用できる区域で、民間開発事業が予定されている区域を含む約17.4haを対象としています。

地区施設の配置及び規模については、周辺の自然環境に配慮した良好な住環境を形成するため、区域の周囲に緑地を配置する。また、生活利便性を向上させるため、都市計画道路田舩名古屋線に接する主要な道路を配置する。

岐阜県

位置図

この図は、岐阜県の位置を示しています。岐阜県は、東北地方の南部に位置し、北に秋田県、東に岩手県、南に宮城県、西に山形県、南西に福島県と接しています。また、北西には青森県、南には長野県、西には山梨県と接しています。図には、主要な市町村の境界線が示されており、岐阜市の位置も明確に示されています。

[illegible]



記号	外周区域界
㊦～㊩	県道南端
㊪～㊭	筆境
㊮～㊱	道路北端
㊲～㊳	筆境
㊴～㊵	道路北端
㊶～㊷	道路北端
㊸～㊹	道路北端
㊺～㊻	道路北端
㊼～㊽	筆境
㊾～㊿	道路南端
㊻～㊼	筆境
㊽～㊾	道路東端
㊿～㊻	道路北端
㊼～㊽	水路東端

地区計画及び地区整備計画の区域界	
---	その他の場合
■	地区施設 道路
■	地区施設 緑地

第 2 号議案

平成 26 年 1 月 8 日付け 26 長都第 2 号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画地区計画の変更」について（長久手市決定）

平成 26 年 2 月 10 日提出

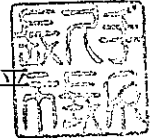
長久手市都市計画審議会会長

26長都第2号
平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画地区計画の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画長湫南部地区計画を次のように変更する。

名 称		長湫南部地区計画
位 置		長久手市卯塚一丁目、卯塚二丁目、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目及び根嶽の各全部
面 積		約98.2ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	当地区は、長久手市南端部の東名高速道路以南にあり、長久手市役所から南方約2km、東名高速道路名古屋ICからは南東約1kmに位置し、交通利便性が高い上に地区の西側に名古屋市の猪高緑地があることから、自然環境にも恵まれた住宅適地である。 こうした交通利便性と自然環境を活かし、土地区画整理事業により良好な住環境を形成し、質の高い住宅地の供給を図るため道路、公園、緑地等の整備を行う地区である。 そこで、本地区においては建築物の規制誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成と土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	当地区を次のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。 1 A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。 2 B地区 既存の地形や植生等を活かし、宅地内に緑を多く残した戸建て低層住宅を誘導し、自然環境と共存した住環境の形成を図る。 3 C－1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境の形成を図る。 4 C－2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境の形成を図る。 5 D－1地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 6 D－2地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 7 D－3地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 8 D－4地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積及び土地の高度利用を図ると共に、適正な景観形成を図る。 9 E地区 幹線道路に面する利便性を活かした賑わいのある生活利便施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 10 F－1地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、隣接する東名高速道路に配慮した環境形成を図る。 11 F－2地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 12 G地区 小学校・保育園・卯塚墓園・下水道処理場・調整池は適正な緑地空間を確保した公共公益施設として利用する。

区域の整備開発又は保全の方針	地区施設の方針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。 1 A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 2 B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。 3 C－1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 4 C－2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 5 D－1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 6 D－2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 7 D－3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 8 D－4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 9 E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 10 F－1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 11 F－2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C－1地区	C－2地区	D－1地区	D－2地区	D－3地区	D－4地区	E地区	F－1地区	F－2地区	
	地区の面積	約35.0ha	約2.7ha	約8.2ha	約2.6ha	約18.9ha	約0.3ha	約0.5ha	約3.1ha	約2.0ha	約7.9ha	約1.5ha	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 公衆浴場 4 自動車教習所 5 15㎡を超える畜舎 6 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 公衆浴場 4 自動車教習所 5 15㎡を超える畜舎 6 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 公衆浴場 4 自動車教習所 5 15㎡を超える畜舎 6 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 公衆浴場 4 自動車教習所 5 15㎡を超える畜舎 6 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 3 マーシャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 自動車教習所 6 15㎡を超える畜舎	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 キャパレー、ダンスホール等 3 公衆浴場 4 自動車教習所 5 15㎡を超える畜舎 5 建築基準法(以下「法」という)別表第2(リ)項第3号に掲げる事業を営む工場 6 法別表第2(ぬ)項第1項(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9(数量は、同条の表中準工業地域欄のもの)で定めるもの 7 15㎡を超える畜舎	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 キャパレー、ダンスホール等 3 公衆浴場 4 自動車教習所	
	建築物の最低限度	—	250平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	250平方メートル	1,000平方メートル
	壁面の位置の制限	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.5メートル以上とする。	隣地境界線から外壁等までの距離は、1.5メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.75メートル以上とする。	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.5メートル以上とする。						敷地境界線から外壁等までの距離は、2メートル以上とする。		隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.5メートル以上とする。	
	建築物等の最高限度	—	—	15メートル	12メートル	20メートル	12メートル	15メートル	30メートル	20メートル			
	建築物等の形態制限	—	—	—	—	敷地内の公告物又は看板(建築物に設置するものを含む。)は、自己の用に供するものに限定する。							
垣又はさくの制限	道路、公園又は緑地に接する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス類の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.8メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。				—	—	—	—	—	—	—	—	

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

(理由)

平成25年10月11日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたことにより、名称（地名）を変更するものである。

第 3 号議案

平成26年1月8日付け26長都第3号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画道路の変更」について（長久手市決定）

平成26年2月10日提出

長久手市都市計画審議会会長

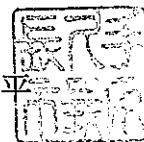
26長都第3号

平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画道路の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画道路の変更(長久手市決定)

都市計画道路中3・4・678号卯塚緑地線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・678	卯塚緑地線	長久手市 卯塚一丁目	長久手市 卯塚一丁目	長久手市 卯塚一丁目	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	長久手市 市が洞 二丁目	長久手市 片平一丁目	長久手市 片平一丁目	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	長久手市 丁子田	長久手市 片平	長久手市 片平二丁目	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	長久手市 西原	長久手市 片平二丁目	長久手市 作田二丁目 名古屋市 名東区 猪高町 大字上社字 井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

平成25年10月11日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたことにより、名称(地名)を変更するものである。

第 4 号議案

平成26年1月8日付け26長都第4号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画公園の変更」について（長久手市決定）

平成26年2月10日提出

長久手市都市計画審議会会長

26長都第4号

平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画公園の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画公園の変更(長久手市決定)

都市計画公園中2・2・3121号長湫南部2号公園ほか5公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・3121	市が洞一丁目公園	長久手市市が洞一丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	片平一丁目公園	長久手市片平一丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	市が洞二丁目公園	長久手市市が洞二丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	市が洞三丁目公園	長久手市市が洞三丁目	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	片平二丁目公園	長久手市片平二丁目	約0.20ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部公園	長久手市根嶽	約2.00ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成２５年１０月１１日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたこと等により、名称（地名を含む。）を変更するものである。

第 5 号議案

平成26年1月8日付け26長都第5号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画緑地の変更」について（長久手市決定）

平成26年2月10日提出

長久手市都市計画審議会会長

26長都第5号

平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画緑地の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画緑地の変更(長久手市決定)

都市計画緑地中124号長湫南部1号緑地ほか2緑地を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
緑地	124	ほとぎの里緑地	長久手市 市が洞三丁目、根嶽	約5.10ha	
緑地	125	ほとるの里緑道	長久手市 市が洞三丁目	約0.48ha	
緑地	126	市が洞緑道	長久手市 市が洞一丁目	約0.31ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成２５年１０月１１日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたこと等により、名称（地名を含む。）を変更するものである。

第 6 号議案

平成 26 年 1 月 8 日付け 26 長都第 6 号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画墓園の変更」について（長久手市決定）

平成 26 年 2 月 10 日提出

長久手市都市計画審議会会長

26長都第6号

平成26年1月8日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画墓園の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

（連絡先 長久手市建設部都市計画課 担当平岡 電話 0561-56-0622）

名古屋都市計画墓園の変更(長久手市決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手市卯塚二丁目	約7.40ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成２５年１０月１１日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたことにより、名称（地名）を変更するものである。